



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
當たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定する告示・2件（税務課）	1
沖縄県税条例施行規則第29条第2項に規定する競技会に関する告示の一部を改正する告示（税務課）	2
沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課）	2
特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）	2
民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）	3
歳入の収納の事務の委託（県立離島児童生徒支援センター）	3
公 告	
家畜商講習会の開催（畜産課）	3
都市計画の変更の案の縦覧（都市計画・モノレール課）	4
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	4
人事委員会事項	
会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	5

告 示

沖縄県告示第436号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年11月25日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社ジェーシービー 東京都港区青山五丁目1番22号
- 2 指定をした日 令和4年4月1日
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入の内容 沖縄県の県税（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。）

沖縄県告示第437号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年11月25日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 ユーシーカード株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
- 2 指定をした日 令和4年4月1日
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入の内容 沖縄県の県税（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。）

沖縄県告示第438号

平成25年沖縄県告示第436号（沖縄県税条例施行規則第29条第2項に規定する競技会に関する告示）の一部を次のように改正し、令和4年11月25日から施行する。

令和4年11月25日

沖縄県知事 玉城康裕

「公益財団法人沖縄県体育協会」を「公益財団法人沖縄県スポーツ協会」に改める。

沖縄県告示第439号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を令和4年11月25日から同年12月9日までの間、沖縄県環境部自然保護課及び国頭村環境保全課において縦覧に供する。

令和4年11月25日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 保全利用協定の名称 伊部岳地区保全利用協定
- 2 協定区域 伊部岳登山道オキナワラジロガシコース
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 トレッキング
- 4 保全利用協定に参加する者の名称 やんばるエコツーリズム研究所
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

沖縄県告示第440号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年11月25日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南城市大里字稻嶺、大里字大里、大里字大城、大里字平良、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅、大里字嶺井、知念字安座真、知念字海野、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字具志堅、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里及び知念字吉富	令和5年2月3日（金曜日）午前10時から午後3時まで	南城市大里農村環境改善センター
	令和5年2月8日（水曜日）午前9時30分から午後1時まで	南城市久高島離島振興総合センター
	令和5年2月10日（金曜日）午前10時から午後3時まで	南城市海洋体験施設
嘉手納町	令和5年2月6日（月曜日）午前10時から午後3時まで	嘉手納町役場
豊見城市	令和5年2月13日（月曜日）午前10時から午後3時まで	豊見城市役所
北谷町	令和5年2月15日（水曜日）午前10時から午後3時まで	北谷町商工業研修等施設
読谷村	令和5年2月17日（金曜日）午前10時から午後3時まで	座喜味コミュニティー施設

	令和5年2月20日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	読谷村文化センター
八重瀬町	令和5年2月22日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	八重瀬町役場
西原町	令和5年2月27日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	西原町市民交流センター
豊見城市、南城市（大里字稻嶺、大里字大里、大里字大城、大里字平良、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅、大里字嶺井、知念字安座真、知念字海野、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字具志堅、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里及び知念字吉富）、読谷村、嘉手納町、北谷町、西原町及び八重瀬町	令和5年3月1日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	沖縄県計量検定所

注意 久高島離島振興総合センター以外の検査場所での検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

検査の最終受付時刻は、終了時刻の30分前とする。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年11月25日

沖縄県知事 玉城康裕

1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡今帰仁村字古宇利横太原350番1・350番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、323番6、323番7、323番9

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 駐車場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第442号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和4年11月25日

沖縄県立離島児童生徒支援センター所長 西江幸枝

1 委託した収納事務 沖縄県立離島児童生徒支援センターの施設使用料の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社リウコム

(2) 所在地 那覇市久茂地1丁目7番1号

3 委託期間 令和4年4月18日から令和5年3月31日まで

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和4年度家畜商講習会を次のとお

り開催する。

令和4年11月25日

沖縄県知事 玉城康裕

1 日時及び場所

(1) 日時 令和5年2月2日（木曜日）午前9時30分から午後5時30分まで及び同月3日（金曜日）午前9時30分から午後6時まで

(2) 場所 沖縄県男女共同参画センター 那覇市西3丁目11番1号 電話番号098-866-9090

2 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者

4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面半身のもの）を添えて、令和5年1月6日（金曜日）までに沖縄県農林水産部畜産課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受講申込書を郵送により提出する場合は、簡易書留郵便によるものとし、提出締切当日の消印のあるものまで有効とする。

5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年11月25日

沖縄県知事 玉城康裕

1 都市計画の名称 区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町及び南風原町の全域並びに八重瀬町（具志頭地域を除く。）

3 縦覧期間 令和4年11月25日から同年12月9日まで

4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市みらい部都市計画課、宜野湾市建設部都市計画課、浦添市都市建設部都市計画課、糸満市建設部都市計画課、豊見城市都市計画部都市計画課、北中城村建設課、中城村都市建設課、西原町建設部都市整備課、与那原町まちづくり課、南風原町経済建設部まちづくり振興課及び八重瀬町経済建設部都市整備課

5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年11月25日

沖縄県知事 玉城康裕

1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月30日 沖縄県指令土第670号、平成30年8月1日 沖縄県指令土第598号（変更）、平成30年9月18日 沖縄県指令土第699号（変更）、令和元年6月21日 沖縄県指令土第468号（変更）、令和元年11月14日 沖縄県指令土第793号（変更）、令和4年6月10日 沖縄県指令土第472号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市泡瀬六丁目1643番及び1643番21（3工区）

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市長 桑江朝千夫

5 検査済証番号 令和4年11月9日 第4837号

6 工事完了年月日 令和4年10月7日

人事委員会事項

会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月25日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第18号

会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「会計年度職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第9条第1項第6号中「平成4年沖縄県条例第6号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加える。

第12条第2項第2号中「育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を「育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

別表第2中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地